

北本市都市計画審議会条例

平成12年3月29日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、北本市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。
 - (1) 市議会の議員 5人以内
 - (2) 学識又は知識経験のある者 7人以内
 - (3) 市民又は関係行政機関の職員 4人以内
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、学識又は知識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

4 審議会は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の指示を受けて会議に出席し、審議会の審議を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北本市総合計画審議会条例第3条第2項の規定により北本市総合計画審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後の北本市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により北本市都市計画審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。

附 則（令和3年条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。